

# 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 理事長渉外費支出基準

## (目的)

第1条 この基準は、理事長が公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために必要と思われる経費の支出基準を定め、これに必要な事項を定めることを目的とする。

## (範囲)

第2条 理事長渉外費で支出するものの範囲は、次の各号による。

### (1) 会費

総会、新年会、忘年会、研修会、周年記念祝賀会、叙勲祝賀会、就任祝賀会、落成式、各種団体主催の懇談会等

### (2) 弔慰

理事、監事、評議員等

### (3) 見舞い

理事、監事、評議員等の病気・事故・災害見舞等

### (4) その他

雑費、その他理事長が必要と認めるもの

## (弔慰手配基準)

第3条 弔慰手配基準は、別表1のとおりとする。

## (支出額基準)

第4条 支出額基準は、別表2のとおりとする。

## (公表)

第5条 この基準は、センターホームページに掲載するものとする。

## (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、理事長が適当と認める場合はこの限りではない。

付 則 (28 足勤総発第 486 号 平成 29 年 3 月 31 日 理事長決定)  
この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

弔慰手配基準

役職名等	本人
理 事	1
監 事	1
評議員	1
センター職員	2
センター運営協力者	2

(凡例 1 : 香典・供花 2 : 香典のみ)

別表 2 (第 4 条関係)

1. 支出額基準

		5,000	10,000	20,000	30,000
会費 ※ 1 参照	公の施設を利用	支出	支出 (※ 2 参照)	—	—
	その他の施設	支出	支出	支出 (※ 2 参照)	—
	宿泊を兼ねての会合	—	支出	支出	
	叙勲祝賀会 就任祝賀会	—	支出	支出	支出
香典	理事、監事、評議員	—	支出	—	—
	センター職員	—	支出	—	—
	センター運営協力者	支出	支出 (※ 2 参照)	—	—
見舞い	理事、監事、評議員	—	支出	—	—
	センター運営協力者	支出	支出 (※ 2 参照)	—	—

※ 1 : 会費については、金額の指定のあるものについては、その額とする。

※ 2 : 事例ごとに判断

2. 供花料

供花料については、15,000 円相当とする。